

## 平成29年度第3回徳島県国民健康保険運営協議会 議事概要

- 1 日 時 平成29年11月15日（水）10時～11時20分
- 2 場 所 県庁11階1104会議室
- 3 出席者 ○委 員 元木委員、多田委員、田岡委員、斎藤委員、上田委員、  
岩下委員、石田委員、岩本委員、小森会長、品川委員  
○事務局 県保健福祉部 栗原副部長、鎌村次長  
県国保制度改革課 麻植塚課長ほか
- 4 傍聴者 0名

### 5 議事概要

- (1) 納付金及び標準保険料額の平成29年度試算結果について
- (2) 徳島県国民健康保険運営方針について  
事務局から資料に基づき説明し、その後、質疑応答を行った。

#### 【質疑内容】

委 員： 納付金の算定について、本県の場合、応益割1、応能割0.7になっているが、全国的に見るとどうか。

事 務 局： 応益割を1とした場合の応能割の係数について、1.1や1.2など、高いところもある。この係数は、全国平均の所得に対する各県の所得水準により設定され、本県の場合は約0.7となる。

委 員： 納付金の算定において、この係数がどう反映されていくのか。

事 務 局： 応益割は1人当たり、あるいは世帯当たりという形で受益に応じて定額で負担いただくものであるのに対し、応能割は所得などに応じて負担いただくものである。応能割が約0.7ということは、応益割を少し多めにする。全体における応益と応能の配分を調整することにより、できる限り公平に負担いただくようにするための係数になっている。

会 長： 運営方針については、前回の会議での意見を踏まえ、収納率目標が修正されている。また、本県の療養費の水準についての質問もあったところだが、事務局の説明では、本県は全国平均を下回っているとのことである。健康保険組合では被保険者に対して施術の調査を行うなど、厳格に対応していることを踏まえての御質問と受け止めているが、国保については、国保連合会において実質的な審査がなされるということによいか。

事務局： 御発言のとおり。

会長： それでは、文言の整備等、最終的なとりまとめについては、私に一任していただくことで御理解いただきたい。

委員： 異議なし。

会長： 後期高齢者医療制度の創設時にも、全国的に非常に話題になったが、今回の国保制度の県単位化についても、数年にわたり、特に全国知事会などでも大きな話題となり、ここまでやっとたどり着いたという感がある。非常にタイトなスケジュールの中で、新たな制度に円滑に移行できるよう、県としても最善の努力をし、そして、市町村に対しての助言・指導を行っていただきたい。

3回にわたり、委員の皆様には大変貴重な御意見を賜り、厚くお礼申し上げます。本日、事務局から示された運営方針案については、多少の文言の修正は私に一任いただき、後日、県に答申させていただきます。

国民健康保険は、国民皆保険の最後の砦とよく表現される。非常に県民・国民の関心の高い制度であることから、新たな制度発足、そして円滑な施行に向けて最大限努力をしていただきたい。我々委員もその施行状況について注視をしていく必要があると考えている。これまでの皆様の御尽力に改めて御礼を申し上げます。